

役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人二戸市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

2 この規程は、本会の定款第10条の規定に基づき、評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

3 この規程は、本会の部会及び委員会設置規程の規定に基づき委嘱した委員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは次に掲げる者をいう。

- (1) 理事、監事
- (2) 評議員
- (3) 本会の部会及び委員会設置規程に基づき委嘱した委員

(報酬の支給)

第3条 役員等には、次のとおり報酬を支給する。

(1) 会長、常務理事の勤務形態に応じて、次のとおり月額報酬を支給する。次号の職務を含むものとし日額報酬は適用しない。

会長	1月 7日以上	月額 80,000円
常務理事	1月 16日以上	月額 200,000円

(2) 役員等がその職務のため、評議員会、理事会、監事監査、部会、委員会等に出席したときは次のとおり報酬を支給する。ただし、決議の省略を行う場合は適用しない。

評議員会	評議員、理事、監事	日額 5,000円
理事会	理事、監事	日額 5,000円
監事監査	監事	日額 7,000円
部会、委員会等	理事、委員等	日額 3,500円

(費用弁償)

第4条 役員等が職務のため出張したとき、及び前条第2号において旅費を要した場合は、本会の旅費規程に基づき旅費を支給する。

2 前条の月額報酬を受ける理事については、本会の給与規程に基づき通勤手当を支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 月額報酬を受ける役員等に対する報酬の支給方法は、本会の給与規程の例による。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。